

法律における文語表現

レアリアによる中国語教育の一環として (2)

石 崎 博 志

はじめに

中国は日本と法律が異なり、日本で合法とされる行為が中国では違法行為となる事例も多く存在する。旅行のみならず、邦人が留学や駐在目的で中国での生活を送るとき、知らず知らずのうちに違法行為をする、犯罪行為に荷担するという事態も十分に想定されうる。そうした邦人が中国に渡航する際に注意すべき事柄を列挙すると、以下のようなものがある。

- ・ 禁止品（文物や二胡、薬など）の持ち込み・持ち出し
- ・ 未解放地区への立ち入り、軍事施設などの撮影⁽¹⁾
- ・ 違法薬物犯罪⁽²⁾
- ・ 不法就労⁽³⁾、売買春
- ・ デモなど政治活動、宗教活動⁽⁴⁾
- ・ 無許可の統計調査
- ・ オーバーステイ

邦人であっても中国滞在中であれば中国法の適用を受け、何が犯罪行為にあたるのかは中国の法律に基づいて判断される。ある行為が法に抵触するか否か、その根拠となる法律について理解を深めることは、滞在や活動に伴うトラブルを回避する上で有益だと思われる。また上記以外にも中国ではデマを流した場合も罪に問われる可能性があり⁽⁵⁾、ネットやSNSなどの利用においても日中の違いを理解しておく必要がある。

そして中国の法律やその書式、文体を理解するのは、在留邦人として法を遵守するためだけではない。中国語学習者が将来、中国との通商や交流をする場合においても有用である。なぜなら法律関連の文書は主に文語(以下「書面語」)で書かれ、一般の現代中国語の辞書や授業では出てこない言い回しが使われることも多い。また条文は、曖昧さを極力、回避した表現がとられ

るため、表現の違いを十分に意識した読解が求められよう。例えば類義語であっても、法の適用範囲が異なる、あるいはニュアンスが異なる場合があり、のちに紛争が生じる可能性も鑑みれば、法律文書の文体やその書面語独特の表現に慣れておくことの必要性は言を俟たない。また法律もひとつの文化事象ととらえるなら、法律を通した異文化理解に資するものと考えられる。

本稿では、現代中国語を学ぶ講義において、法律文書を教材として使う事例を紹介し、法律文書の語彙・語法の特徴を、中国語教育で教授される口語の用法と対比しつつ、その一端を論じたい。

1 基礎資料

法律の内容は多岐にわたるが、本稿では《中华人民共和国治安管理处罚法》（2006年3月1日施行、以下「処罰法」）、および《中华人民共和国出境入境管理法》（2013年7月1日施行、以下「管理法」）をテキストとして用いる。前者は中国における治安を明文化したものであり、治安の維持ならびに公安機関による法執行の適正をはかることを目的にした法律である。そして公共の秩序・公共の安全・個人の人身と財産・社会管理秩序を侵害する行為のうち、刑罰を適用するほどの当罰性を備えてない行為についての行政処罰を定めている⁶⁾。後者の条文は外国人の入出国及び中国での滞在・居住に関する規定を定めており、それに違反した場合の罰則も定めている。具体的には、ビザ、居留許可とその延長、指紋採取、臨時宿泊登記、パスポートの携行義務などに関連した内容が記されている。両法律は、外国人として中国で生活する上で留意すべき情報を提供する。

なお本稿で単に「法律」と言った場合、分析対象とした法律のみを指し、全ての法律をカバーした一般論ではない。

2 法律の構成

ここで高見澤磨ほか（2016）により、中国法の体系について述べる。中国法は、1. 憲法“宪法”、2. 法律“法律”、3. 行政法規“行政法規”、4. 地方性法規“地方性法規”、5. 自治条例“自治条例”・単行条例“単行条例”に分けられる。

2. の法律には全国人民代表大会（全人代）自身が制定する刑事、民事、国

家機構などにかかわる「基本的な法律」「基本法律」と、全人代常務委員会が制定する「それ以外の法律」「普通法律」に分かれる。「処罰法」と「管理法」はいずれも「それ以外の法律」に属する。

3.の行政法規は、法律に基づいて国务院が制定するものである。一方、地方性法規は、一級行政区の人民代表大会およびその常務委員会が制定するもので、憲法、法律、行政法規に抵触しないよう制定される。そして自治条例は、少数民族自治地方の基本法で、単行条例も少数民族自治地方単位で制定される。

中国の法律の条文に目を向けると、大きく本則“本則”と附則“附則”に分かれる。本則にはその法律本体の内容が、附則には本則に付随する事項、例えば用語の意味や概念規定が明記される。本則の総則“总则”には、その法律の目的・任務に関する規定をおき、基本原則を定めるのが一般的なスタイルである⁽⁷⁾。そして、「処罰法」は、全6章・合計118条からなり、総則では、当該法制定の理由、法律の適用対象、処罰の手続きなどを定めている。治安行政処罰は、社会危害性はあるものの犯罪とするほどではないという場合を「治安管理違反行為」として扱うもので⁽⁸⁾、2006年3月1日に施行された。この概略は高見澤磨ほか(2016:310)に記されている。

ここで「処罰法」を例に法律の構成を示すと、以下のような章立てになる。もちろん法律の構成はそれぞれ異なるが、各条文は章節をまたいで通し番号が付されることなどは共通している。こうした点は日本の法律も同様である。

表1 処罰法の構成

本則	总則	第一章	
		第二章 处罚的种类和适用	
		第三章 违反治安管理的行为和处罚	第一节 扰乱公共秩序的行为和处罚
			第二节 妨害公共安全的行为和处罚
			第三节 侵犯人身权利、财产权利的行为和处罚
			第四节 妨害社会管理的行为和处罚
		第四章 处罚程序	第一节 调查
			第二节 决定
			第三节 执行
	第五章 执法监督		
附則	第六章 附則		

各条文の構成は、中国とはほぼ同じであるが、下位カテゴリの呼称や、漢数字、アラビア数字の用法が異なる。

表2 条文の構成

日本	条：第一条	段：前段	項：2	号：一
中国	条：第一条	款：第一款	項：(一)	目：(1)

各条文の挙げ方だが、日本の法律の場合、「条」は、第 + 漢数字 + 条、「段」は数字なし、「項」はアラビア数字、「号」は漢数字の形式をとる。一方、中国の場合、「条」は第 + 漢数字 + 条、「款」は数字なし、「項」は丸カッコ書き漢数字、「目」丸カッコ書きアラビア数字の形式をとる⁹⁾。以下に「処罰法」第23条を例に説明を加える。

第二十三条 有下列行为之一的、处警告或者二百元以下罚款；情节较重的、处五日以上十日以下拘留、可以并处五百元以下罚款：

(一) 扰乱机关、团体、企业、事业单位秩序、致使工作、生产、营业、医疗、教学、科研不能正常进行、尚未造成严重损失的；

(二) 扰乱车站、港口、码头、机场、商场、公园、展览馆或者其他

公共场所秩序的；

（三）扰乱公共汽车、电车、火车、船舶、航空器或者其他公共交通工具上的秩序的；

（四）非法拦截或者强登、扒乘机动车、船舶、航空器以及其他交通工具、影响交通工具正常行驶的；

（五）破坏依法进行的选举秩序的。

聚众实施前款行为的、对首要分子处十日以上十五日以下拘留、可以并处一千元以下罚款。

“条”は、上記の引用した条文の全体を示す。

“款”は、“有下列行为之一的……可以并处五百元以下罚款：”を“第一款”、“聚众实施前款行为的、对首要分子处十日以上十五日以下拘留、可以并处一千元以下罚款。”の部分で“第二款”と呼ぶ。これは日本の法律の「前段・中段・後段」にあたり、それらを条文中においてはそれを示さないことと同様、中国でも“款”を数字で条文中に示さない。

“项”は、“（一）扰乱机关、团体、企业、事业单位秩序”などの（ ）付き漢数字で書かれる箇所をいう。本稿では、これらを示す時、「第 23 条第 1 項」のようにアラビア数字を用いる。

3 文法的特徴

法律文書に特徴的な文法事象はあるのか。ここでは文のタイプ、構文および各種品詞の用法という観点で考察していきたい。中国語の文は様々な観点で分類が行われているが、その一つに述語タイプによる分類がある。これは述語に使われる主要な品詞に着目したもので、動詞述語文、名詞述語文、形容詞述語文の 3 タイプに分類される。またそれとは異なる観点として、中国語は、主述述語文、二重目的語文、兼語文、存現文といった各種の構文によって文のタイプが説明される。

ここでは、法律文書でどの述語タイプの文が使われ、どの構文がどのように使われるかを、用例をもとに確認する。そして、否定副詞の用法、介詞の使用状況、指示代名詞の使用について、口語文法と比較しつつ用例を検討す

る。

結論からいえば、法律の条文は、動詞述語文しか用いられない。また構文としては、主述述語文もよく使われる。これは条文がまず主題を提示し、それに対して説明するという形式をとるからである。また“将”を使った処置文や、“有”を使った兼語文や使役の兼語文も使用されている。介詞を使った文も多用されるが、後述するようにその種類は対象を示す介詞については限定的である。その一方で、ほとんど用いられない構文もある。例えば、名詞述語文、形容詞述語文、二重目的語文、(受身の)兼語文、存現文は管見の限り使われない。これは法律という文書の性質上、これらの構文が用いられないことは直感的に理解することが可能である。しかし、おもに「授受」にまつわる二重目的語文が用いられないことは、疑問が残る。次節では法律文書における「授受」にまつわる表現と二重目的語文に焦点を当てて考察する。

3.1 「授受」に関する表現について

いわゆる二重目的語構文では、主に“交”、“给”、“教”、“送”、“称”、“递”、“找”(お釣りを返す)、“还”、“交”、“借”、“收”、“问”、“叫”、“告诉”、“通知”などの動詞が用いられ、これらは広い意味で何らかの「授受」に関連する意味をもつ。こうした動詞は、介詞を使わず、直接目的語と間接目的語を伴うことが特徴である。

今回対象とした法律文書では授受に関する表現が多数使われているが、それらの表現が二重目的語構文をとる例は皆無で、主に(a)の介詞を使う方法と、(b)の意味上の直接目的語の成分を主題として主語の位置に提示する方法で「授受」を示す。

(a) 介詞を使用：介詞 + 間接目的語 + 動詞 + 直接目的語

(1) 外国人申请办理签证、应当向驻外签证机关**提交**本人的护照或者其他国际旅行证件、(「管理法」第18条)

(2) 外国人在中国境内旅馆住宿的、旅馆应当按照旅馆业治安管理的有关规定为其办理住宿登记、并向所在地公安机关**报送**外国人住宿登记信息。(「管理法」第39条)

(3) 公安机关应当及时**将**传唤的原因和处所**通知**被传唤人家属。(「処罰法」第 83 条)

(4) 有被侵害人的、公安机关应当**将**决定书副本**抄送**被侵害人。(「処罰法」第 97 条)

(b) 主題を提示：直接目的語成分、動詞＋間接目的語

(5) **处罚决定书**应当当场**交付**被处罚人(「処罰法」101 条)

(6) 行政拘留的**处罚决定**被撤销、或者行政拘留**处罚**开始执行的、**公安机关**收取的**保证金**应当及时**退还**交纳人。(「処罰法」111 条)

「授受」に関連する動詞は 1 音節語ではなく、以下のような 2 音節語が用いられる。

交→提交

问→询问

送→抄送

还→退还

法律文書でほとんど二重目的語構文が用いられないのは、口語で二重目的語をとる動詞が、書面語になることで語彙が変わり、形式的には異なる動詞に変化することが考えられる。また中国語では、直接目的語の「定性」⁽¹⁰⁾が高い場合や、比較的長い名詞句を構成する場合、二重目的語構文ではなく、介詞構文が用いられる。法律文書の場合もこのケースに該当し、二重目的語構文は回避され、(a) や (b) の形式をとることが多い。法律文書では、二重目的語文は主に“向”を使った介詞構文や“将”を使った処置文に変換される。

では、次節で他の処置文もあわせてみていこう。

3.2 処置文

法律の条文では処置文（いわゆる把構文）も使用されるが、介詞の“把”は使われず、“将”が使われる。

- (7) 公安机关应当**将**传唤的原因和依据**告知**被传唤人。(「処罰法」82条)
- (8) 公安机关应当及时**将**传唤的原因和处所**通知**被传唤人家属。(「処罰法」83条)
- (9) 有被侵害人的、公安机关应当**将**决定书副本**抄送**被侵害人。(「処罰法」97条)

これらの文をみると、「伝える」、「送る」といった口語なら二重目的語文になる意味の動詞が使われている。それでも二重目的語構文を使わないのは、これは“将”以下の名詞句が比較的長く、高い「定性」をもつことも要因に挙げられる。法律の条文においては、意味が「授受」にまつわるものであっても、二重目的語構文をとるとは限らないということを示している。

3.3 「授受」における主題と介詞の使い分け

では「授受」にまつわる文において、(a)の介詞を使う方法と、(b)の意味上の直接目的語の成分を主題として主語の位置に提示する方法は、どのように使い分けられているのか。

(1)-(4)に観るように、文中に明確に行為主体が明示されている場合は、(a)の介詞を使う方法が用いられ、(5)-(6)にみられるように、文中で行為主体が明示されない場合は(b)の主題を提示する方法が用いられると考えられる。

3.4 兼語文

法律の条文には、兼語文も比較的使われるが、その多くは使役義を含むものである⁽¹¹⁾。以下にそれらの用例をみてみよう。

- (10) 扰乱机关、团体、企业、事业单位秩序、**致使**工作、生产、营业、医疗、教学、科研不能正常进行、尚未造成严重损失的；(「処罰法」第23条第1項)
- (11) 旅馆、饭店、影剧院、娱乐场、运动场、展览馆或者其他供社会公众活动的场所的经营管理人员、违反安全规定、**致使**该场所有发生安全事

故危険、经公安机关责令改正、拒不改正的、处五日以下拘留。（「処罰法」第 39 条）

(12) 担保人应当保证被担保人不逃避行政拘留处罚的执行。担保人不履行担保义务、**致使**被担保人逃避行政拘留处罚的执行的、由公安机关对其处三千元以下罚款。（「処罰法」第 109 条）

(13) 因监护人或者其他负有监护责任的人未尽到监护义务、**致使**未满 16 周岁的外国人非法居留的、对监护人或者其他负有监护责任的人给予警告、可以并处 1000 元以下罚款。（「管理法」第 78 条）

(14) 已满十四周岁不满十八周岁的人违反治安管理的、从轻或者减轻处罚；不满十四周岁的人违反治安管理的、不予处罚、但是应当**责令**其监护人严加管教。（「処罰法」第 12 条）

(15) 精神病人在不能辨认或者不能控制自己行为的时候违反治安管理的、不予处罚、但是应当**责令**其监护人严加看管和治疗。（「処罰法」第 13 条）

(16) 公安机关作出治安管理处罚决定前、应当**告知**违反治安管理行为人作出治安管理处罚的事实、理由及依据、并**告知**违反治安管理行为人依法享有的权利。（「処罰法」第 94 条）

(17) 公安机关作出吊销许可证以及处二千元以上罚款的治安管理处罚决定前、应当**告知**违反治安管理行为人有权要求举行听证；（「処罰法」第 98 条）

“叫”、“让”、“使”、“令”など介詞を使った使役文が兼語文の形式をとることは、中国語教育においてよく言及される。しかし、法律の条文においては、これら一音節の介詞を使った使役構文の用例はなく（“叫”、“让”、“使”、“令”の用例は 0 例）、多くは“致使”が使われている。口語の使役を表す介詞“叫”、“让”は、指示使役や放任使役などの意味で行為者の意図が垣間見られる表現となるが、上記の“致使”の用例は、指示か放任といった口語に反映される要素を示していない。つまり、当該行為が意図的・非意図的を問わず、ある状態にならしめることを示しているのである。

3.4 介詞の分布と用法

法律の条文では、対象を表す介詞が多用されるが、使用される介詞に偏りが観られる。口語では対象を導く介詞として“跟”、“和”、“同”、“与”、“对”、“对于”、“向”、“朝”、“给”が用いられるが、法律の条文では“跟”、“和”、“同”、“朝”、“给”の用例はなく、主に“与”、“对”、“对于”、“向”が用いられる。

このうち特に“向”の用法が口語と比べて特徴的である。“向”は介詞としての用法と、単音節動詞の後ろに付いて方向動詞（補語）として使う用法（“飞向东南”、“走向胜利”など）がある。しかし、後者の方向動詞としての用例はない。一方、前者の介詞としての“向”については、“向”に後続する間接目的語は「ヒト」も「場所」もとりうる。しかし、一般に口語文法で“向”の用法を説明する際に用いられる動詞（“借”、“走”、“学习”、“挥手”）は法律文書では登場せず、また「動作の方向を示す」用例も少ない。

以下は、「ヒト」を間接目的語にとる用例である。向…出示、向…提供、向…宣读、向…宣告の“…”には主に「ヒト」が入る。

(18) 向他人**提供**毒品的；（「处罚法」第72条第2項）

(19) 询问笔录应当交被询问人核对；对没有阅读能力的、应当**向其宣读**。（「处罚法」第84条）

(20) 公安机关应当**向**被处罚人**宣告**治安管理处罚决定书、并当场交付被处罚人；（「处罚法」第97条）

以下の用例は、“向”の後ろに機関や場所が入るものである。向～申請、向～報告、向～投擲、向～提出申請、向～繳納、向～交驗、向～提交、向～登記という動詞が用いられる。

(21) 主动投案、**向**公安机关如实**陈述**自己的违法行为的；（「处罚法」第19条第4項）

(22) 在边远、水上、交通不便地区、公安机关及其人民警察依照本法的规定作出罚款决定后、被处罚人**向**指定的银行**繳納**罚款确有困难、经被处罚人提出的；（「处罚法」第97条第2項）

(23) 定居国外的中国公民要求回国定居的、应当在入境前**向**中华人民共和国驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机构**提出**申请、也可以由本人或者经由国内亲属**向**拟定居地的县级以上地方人民政府侨务部门**提出**申请。(「管理法」第13条)

(24) **向**场内**投掷**杂物、不听制止的；(「处罚法」第24条第5項)

これらの場所は“公安机关”や“指定的銀行”など具体性の高い名詞が使われている。この“场内”は具体性が低いように見えるが、「处罚法」の第24条は、スポーツや文化的の催しが開催される場所という限定が付いているため、ある程度特定された場所と見做しうる。

口語文法においては介詞“朝”は“向”におおむね言い換えることができ⁽¹²⁾、両者は近接した用法をもつが、法律文書では“朝”を介詞として使う例はない。

3.5 否定を示す語の分布

今回対象とした法律文書では否定を示す語として“不”、“未”、“无”、“没”、“非”が用いられる。そのうち“非”、“无”の用例は極めて少なく、“不”、“未”、“没”の用例が多い。ここでは“不”を除くこれらの用法を見ていこう。

3.5.1 “无”

“无”に関していえば、例えば、単語と認められる“无线、无效、无误、无关、无人、无法”を除外すると以下の用例がある。

(25) 房屋出租人将房屋出租给**无身份证件的人**居住的、或者不按规定登记承租人姓名、身份证件种类和号码的、处二百元以上五百元以下罚款。(「处罚法」第57条)

(26) 公安机关应当将传唤的原因和依据告知被传唤人。对**无正当理由**不接受传唤或者逃避传唤的人、可以强制传唤。(「处罚法」82条)

(27) 被处五十元以下罚款、被处罚人对罚款**无异议**的；(「处罚法」第104条第1項)

“无”は繫辞やその他の動詞を用いずに直接名詞を否定している。いずれも名詞を否定する接頭辞として、存在の否定として使われる。だが(25)に見られるように、“无”が単語のなかの一形態素というよりは、機能語として用いられて名詞句を構成する要素としても用いられる例がある。

3.5.2 “未”と“没有”

現代中国語の“未”は、“未必”、“未曾”、“未婚夫”のように単語の一部を構成する形態素として「未然」を表す役割を担っている。口語においては“还没有”の意味に相当するが、“未”が単語ではなく、機能語として用いられる例はほとんどない。しかし、法律文書では単語のなかの一形態素ではなく、独立した機能語として用いられる例が観られる。“未滿”、“尚未”、“未经”、といった“未”が単語の一部と認められる例を除くと、“未”の用法に関しては、「処罰法」と「管理法」では用例に偏りが見られる。

表3 “未”と“没有”の用例数(のべ数)

	未	没有
「処罰法」	6例	8例
「管理法」	19例	1例
「著作権法」	9例	5例
「安全法」	5例	2例

表3にあるように、「処罰法」に関しては“没有”と“未”は同程度の割合で使われているが、「管理法」に関しては、“没有”の使用は1例にとどまる。試みに、《中华人民共和国著作权法》(「著作権法」)、《中华人民共和国网络安全法》(「サイバーセキュリティ法」「安全法」)を加えた用例をみると、いずれも“未”の使用が優勢である。では、“未”はどのように使われているのだろうか。

(28) 经调解**未达成协议**或者达成协议后不履行的、公安机关应当依照本法的规定对违反治安管理行为人给予处罚、并告知当事人可以就民事争议依法向人民法院提起民事诉讼。(「処罰法」第9条)

(29) 爆炸性、毒害性、放射性、腐蚀性物质或者传染病病原体等危险物质被盗、被抢或者丢失、**未按规定报告的**、处五日以下拘留；（「处罚法」第 31 条）

(30) **未取得驾驶证驾驶**或者偷开他人航空器、机动船舶的。（「处罚法」第 64 条第 2 项）

(31) 因监护人或者其他负有监护责任的人**未尽到监护义务**、致使未满 16 周岁的外国人非法居留的、对监护人或者其他负有监护责任的人给予警告、可以并处 1000 元以下罚款。（「管理法」第 78 条）

(32) **未持有有效出境入境证件**或者拒绝、逃避接受边防检查的；（「管理法」第 12 条第 1 项）

これらの用例から、“未”は機能語として動詞を含むフレーズを否定していることが分かる。そして、行為を否定し、その行為が発生時点で実現していないことを表す時に用いられる。

一方、“没有”は (33) のように行為の否定には使われるような例はごくわずかで、主に (34) (35) の例に観られるような存在の否定に用いられている。

(33) 违反治安管理行为在六个月内**没有被公安机关发现的**、不再处罚。（「处罚法」22 条）

(34) 治安管理处罚的程序、适用本法的规定；本法**没有规定的**、适用《中华人民共和国行政处罚法》的有关规定。（「处罚法」第 3 条）

(35) 遗弃**没有独立生活能力的被扶养人**的。（「处罚法」第 45 条第 2 项）

3.5.3 “非”

“非法”という単語として使われる用例を除くと、“非”が否定の機能語として用いられる用例がある。

(36) 对因工作、学习、探亲、旅游、商务活动、人才引进等**非外交、公务事由**入境的外国人、签发相应类别的普通签证。（「管理法」第 16 条）

(37) **非工作类**居留证件的有效期最短为 180 日、最长为 5 年。（「管理法」

第30条)

上のように“非”は繫辞やその他の動詞を用いず直接名詞を否定している。いわば否定の接頭辞と言えるが、法律にはこの用例のみである。そして、口語で必要性を示す“非・・・不(可)”の表現を使った用例はない。ちなみに口語において義務を表す表現は多岐にわたるが、法律の条文における義務は概ね“应当”をもって表現される。

3.6 指示代名詞の分布と用例

考察対象とした法律の条文には、指示代名詞として“这”や“那”は使われず、“其”が使用されている。盛文忠(2009)は、関係節と指示詞の順序において、中国語は(a)「指示詞>関係節>主名詞」という語順をとるものと、(b)「関係節>指示詞>主名詞」という語順をとるものがあり、(a)のタイプが用例の3/4を超えることを指摘する。

(a) 我也是想趁机看看**这座**我为之流血流汗建设了几年的城市过年时灿烂如画的风景、・・・

(b) 由昆明市投资60万元兴建的**这**所学校、设在明代杰出的地理学家・・・

法律の条文においては、(b)タイプの語順の用例はなく、(a)タイプの用例しか観られない。そして“其”は、後ろに量詞を伴わずに直接中心語を修飾するが、その一方で、“其”のみで代名詞としての役割を果たす用例もある。

(38) 询问笔录应当交被询问人核对；对没有阅读能力的、应当向**其**宣读。
〔处罚法〕第48条)

(39) 对未被准许入境的外国人、出入境边防检查机关应当责令**其**返回；对拒不返回的、强制**其**返回。〔管理法〕第26条)

“其”が単独で主格となる用例は、今回扱った法律にはなく、兼語文の対格

(および述部の主格)としての用法があるのみである。こうした用例は書面語独特のものと考えられる。

3.7 受身構文

テキストとした法律の条文では、文単位では介詞“被”、“叫”、“让”、“给”を使った受身構文はみられない。ただ“被”という単語を使った用例はあるが、それらはいずれも以下のように“被”が定語の一部になるのみである。

(40) 违反治安管理行为在六个月内没有被公安机关发现的,不再处罚。(「处罚法」第22条)

(41) 旅馆业的工作人员明知住宿的旅客是犯罪嫌疑人员或者**被公安机关通缉的人员**、不向公安机关报告的、处二百元以上五百元以下罚款(「处罚法」第56条)

その一方で、“被”を使った表現は以下のように一単語と看做せる例が多く観られる。

“被侵害人、被担保人、被虐待人、被扶养人、被取缔、被盗窃、被盜、被抢”

法律の条文において、文単位としての受身構文が用いられないのは、中国語の受身構文は、その構文をとること自体が被害のニュアンスを伝えるため、客観的な記述を目指す法律文書にはそぐわないということも考えられる。そして受身文を表す介詞において、より口語的色彩が強い“叫、让、给”が定語として用いられる用例はない⁽¹³⁾。

3.8 多項関係節

日本語と中国語は、いずれも修飾節が名詞に先行するタイプの言語である。そのうち中国語は、修飾語が直接、中心語を修飾するタイプ(例えば“好书”)と修飾語+“的”+中心語で名詞句を構成するタイプ(例えば“我的书”)があ

る。修飾句が動詞＋名詞、副詞＋動詞で構成される場合、それらが名詞を修飾する際には“的”が用いられる⁽¹⁴⁾。そして、フレーズが連体修飾語になるときにも、“的”をもって接続する必要がある。

しかし、法律文書においては、“的”を伴わずに修飾句が名詞を修飾するケースが数多く見られる。例えば、“违反治安管理行为人”（「処罰法」第9、17、21条）は、「治安管理中に違反した行為をした者」となるが、口語においては、“违反治安管理**的**行为人”、“有违反治安管理行为**的**人”など“的”で接続するのが一般的である。また、“县级以上地方各级人民政府公安机关（第7条）”（県レベル以上の地方の各級の自治体の公安機関）という語も“县级以上地方**的**各级人民政府**的**公安机关”と主名詞の前に“的”を挿入するのが一般的である⁽¹⁵⁾。

また法律の条文では、口語では使われないような極端に長い定語で名詞節を構成する例が頻出する。3つ以上の項が中心語を修飾する場合、中国語では、「意味近接原則」、「音節の長さの原則」、「時間的前後の原則」⁽¹⁶⁾など各種の原則により、一定の序列に従って並べられる。法律の条文においても、同様の原則が適用されるが、口語では通常回避されるような長い関係節が出ることも少なくない。そうしたものの多くは、「例示の限定」＋「例示」（“等”）＋「例示の総称」の形をとる。例えば以下がそうした例である。

(42) 留存出境入境人员的指纹等人体生物识别信息（「管理法」第7条）

出入国を留保した人の指紋など人体生物識別情報

〔限定〕 留存出境入境人员的

〔例示〕 指纹等

〔総称〕 人体生物识别信息

(43) 办理治安案件所查获的毒品、淫秽物品等违禁品（「処罰法」第11条）

治安処理の案件で得られた毒物、わいせつ物などの禁制品

〔限定〕 办理治安案件所查获的

〔例示〕 毒品、淫秽物品等

〔総称〕 违禁品

(44) 因民间纠纷引起的打架斗殴或者损毁他人财物等违反治安管理行为

(「処罰法」第9条)

民間のトラブルによって引き起こされたケンカや殴り合い、あるいは他人の財産を毀損するなどの治安管理に違反した行為

[限定] 因民间纠纷引起的

[例示] 打架斗殴或者损毁他人财物

[総称] 违反治安管理行为

(45) 本人的护照或者其他旅行证件等出境入境证件（「管理法」第11条）

本人のパスポートあるいはその他旅行証など出入国証明書

[限定] 本人的

[例示] 护照或者其他旅行证件等

[総称] 出境入境证件

しかし、「例示」を先に提示するものもある。その場合、「例示」（“等”）+ 「例示の総称」+ 「主名詞」の形をとる。

(46) 爆炸性、毒害性、放射性、腐蚀性物质或者传染病病原体等危险物质被盗、被抢或者丢失、（「処罰法」第31条）

爆発性、有毒性、放射性、腐食性物質あるいは伝染病の病原体など危険物質の窃盗被害、強奪被害あるいは紛失

[例示] 爆炸性、毒害性、放射性、腐蚀性物质或者传染病病原体等

[総称] 物质、危险物质

[主名詞] 被盗、被抢或者丢失、

(47) 旅馆业、饮食服务业、文化娱乐业、出租汽车业等单位的人员（「処罰法」第74条）

旅館業、飲食サービス行、文化娯楽業、タクシー業など機関の人員

[例示] 旅馆业、饮食服务业、文化娱乐业、出租汽车业等

[総称] 单位

[主名詞] 人员

(48) 因工作、学习、探亲、旅游、商务活动、人才引进等非外交、公务事由入境的外国人（「管理法」第16条）

仕事、勉強、親戚訪問、旅行、ビジネス、人材募集など非外交、非公務の理由で入国した外国人

[例示] 因工作、学习、探亲、旅游、商务活动、人才引进等

[総称] 非外交、公務事由入境

[主名詞] 外国人

このように長い名詞句が多く出てくることが法律文書の特徴であり、また学習者にとっての難点ともいえる。条文の各文を、文単位で分析すると、構文使用の比率は低く、比較的単純な構造をなしていると言えるが、こうした名詞句を正確に把握することが読解の鍵になると言える。

3.9 法律文書の文法特徴

前述のように法律文書においては、二重目的語文、受身構文といった特定の構文がほとんど使われていない。こうした構文を使わない代わりにまた介詞を使った表現がとられるが、その介詞の用法も口語文法とは異なる上に、その使用も極力抑制されている。また、使役構文や受身構文が使われる割合も極めて低い。

法律文書の基本的な文型は、まず主題を提示し、その主題に対して説明を加えるというパターンであり、そのほとんどが動詞述語文である。よって多くの項を有する長い主題が名詞句で表現される場合も多く、その名詞句の読み解きが理解につながると言ってよい。

品詞の使用に目を向けると、法律文書は、その性格上、話し手の主観を反映するモダリティが反映されにくい。よって語気副詞、語気助詞の使用はほとんど観られない。また、解釈の幅が大きい程度副詞も使用されることはほとんどない。また、アスペクトを示す“了”、“着”、“过”⁽¹⁷⁾といった助詞や、構造助詞“得”の用例もない。よって、中国語の品詞を網羅的に学ぶためのテキストとして、法律文書は適当とはいえない。

4 語彙の特徴

4.1 「以上」、「以下」、「未満」などの表現

法律の文書は、その性質上、適用年齢など数詞・量詞を含む表現が多く用いられ、その数字は重要な意味をもつ。とりわけ問題になるのは、中国語の口語と文語で“以上”、“以下”の含む範囲が異なっていることである。ここでは主に年齢にまつわる日中両語間、および中国語の口語と文語の齟齬を論じる。なお、日中のみならず東アジアにおいては、年齢に関して満年齢“周岁”と数え年“虚岁（毛岁、虚龄）”の二つの言い方がある⁽¹⁸⁾が、法律文書では満年齢が用いられている。よって本稿では断りが無い限り満年齢を示す。

4.1.1 口語

日本語の「以上」、「以下」に相当する中国語は、口語・文語ともに“以上”、“以下”である。しかし、中国語の口語では、数値の“5以上”、“5以下”は“5”を含まない場合がある⁽¹⁹⁾。そして一般の中国語の授業においては、この点が強調されることもあろう。

例えば、中国のウェブ・サイト“百度”の“骰子”の項目には、サイコロ遊びのルールが書かれている。このゲームは、6つのサイコロを振り、4の目が1つ出た時を“一举”、6つ全てのサイコロに4の目が出た時を“状元”と呼ぶが、(49)のように中国語では“五个以上为状元”と記している⁽²⁰⁾。

(49) 骰子摇一摇中骰子博饼的玩法很简单、包括一秀、二举、四进、三红、对堂、状元等称呼。它以一个骰子的四点为尊、一个出现一个四点称一秀、两个四点称二举、三个为三红、四个为四进、顺子为对堂、**五个以上为状元**。

「...4回は四進、(5回)順子は対堂、6回以上は状元」となるが、「状元」は中国語では四の目が出るのが“五个以上”と記されている。ここでの“以上”はもちろん“五”を含んでいない。この記述は、口語の表現が露呈したものであろうが、特に口語においては“以上”、“以下”といった表現が含む範囲が話し手によって異なる可能性があることに十分留意する必要がある。

4.1.2 文語

一方、法律文書における“以上”、“以下”の含む範囲は口語にみられるような曖昧さはない。例えば、《民法通則》第155条に以下のようにある。

(50) 民法所称的“以上”、“以下”、“以海”、“届满”、包括本数；所称的“不满”、“以外”、不包括本数。（民法でいうところの“以上”、“以下”、“以海”、“届满”は、基準数（“本数”）を含む。また“不满”、“以外”は、基準数を含まない。）

また《治安管理法》附則には以下のように書かれる。

(51) 本法所称以上、以下、以内、包括本数。（「管理法」118条）（本法に称する以上、以下、以内は基準数を含む）

(50) (51) の記述に従えば、以下の(52)の“二百元以下罰款”は「最大200元の罰金」、「五百元以下罰款」は「最大500元の過料」、「五日以上十日以下拘留」は「最短で5日間、最長で10日間の拘留」を指す。

(52) 有下列行为之一的、处警告或者二百元以下罚款；情节较重的、处五日以上十日以下拘留、可以并处五百元以下罚款：（「処罰法」第23条）

4.2 書面語と口語の対照

ここでは、法律文書で常用される書面語表現を抽出し、それらに対応する日本語と中国語の口語表現を列举したい。

中国語では単語レベルで書面語を口語の語に入れ替えれば、そのまま口語になるわけではない。また、口語と文語の双方に使用できる語彙もあるが、口語においては概ね書面語には使われない語彙を挙げている。

表4 書面語と口語の語彙の対象

日本語	書面語	品詞	口語
当事者	当事人	名詞	有关的人、相关人员
案件	案件	名詞	案子
この	本(法)	代名詞	这(批)
その	其	代名詞	这、那
他人	他人	代名詞	别人
～のために	为 wèi	介詞	为了
～と	与	介詞	和、跟、同
～を除いて	除～外	介詞	除了～以外
それぞれ～である	分为～	副+動	分别是～
法に則り	依法	副詞	按照法律
していない	未	副詞	还没有
ない	无	副詞	没有
与えない	不予	副+動	不给
しなくてはならない	应当	助動詞	应该、必须
かつ、また	并	接続詞	而且、并且
酔いからさめる	酒醒	名+動	醒酒
繫辞	为 wéi	動詞	是
妨害する	妨害	動詞	打扰、阻碍、妨碍
あたえる	给予 jìyǔ	動詞	给
投げる	投掷	動詞	扔
取り扱う	办理	動詞	办、办手续
変換する	退还+人	動詞	还给+人
販売する	拍卖	動詞	卖
そそのかす	教唆	動詞	叫别人做坏事
脅迫する	胁迫	動詞	威胁
だます	诱骗	動詞	骗、欺骗
デマを飛ばす	扬言	動詞	放话
徒党を組む	结伙	動詞	结集成一伙儿、勾结起来
殴る	斗殴	動詞	打、打架
履行する	履行	動詞	办、执行、实践
告知する	告知	動詞	告诉
酒に酔った人	醉酒的人	動+名	酗酒、喝醉、醉汉
処罰する	给予处罚	動+名	处罚、惩罚

5 おわりに

法律文書は構文的複雑さを有しているわけではないが、独特な文体で書かれており、その読解には一定の訓練が必要である。注意すべきは、多くの項を有する名詞句で、定語と中心語が“的”で接続されずに使われる例が多く観られる。そして“被”や“未”がそうした名詞句のなかで使われることにも注意を向ける必要がある。つまり、法律文書では文単位でみれば“被”を介詞として使う受身構文がほとんど観られないため、“被”を使った表現は、とりあえず定語を構成する成分とみなしても差し支えない。

また文法的特徴で述べたように、法律文書は書面語表現を特に意識して作文されているため、口語的色彩は極めて薄く、日本における中国語教育において特に意識される構文の使用が抑制されている。翻って言えば、中国語の作文では、文語的要素が求められるものであればあるほど、構文の使用や構造助詞、語気助詞、介詞をはじめとした機能語の使用については慎重になる必要があろう。

また法律用語そのものに伴う問題では、日中同形語を使っても意味の範囲が異なる場合も多い。例えば、中国法における“条例”は省・自治区・直轄市といった地方自治体単位で制定される地方性法規、自治条例、単行条例の他に、國務院が憲法や法律に基づいて制定する行政法規も含む⁽²¹⁾。中国における独特の概念規定のみならず、同形語についても逐一意味の確認が求められる。

また法律文書は、中国語においては句点が必ずしも文の区切りとなるとは限らないことを如実に示している。特に、中国語のくぎり符号“标点符号”の用法において、コロン(“冒号”:)や、セミコロン(“分号”;)は文(“句”)単位で使用することが指示されている。だが学習者は、コロンやセミコロンを文の切れ目と認識せずに翻訳を試みるため、日本語らしからぬ冗長な翻訳になることも少なくない。法律の条文のみならず、くぎり符号“标点符号”の用法に関する全面的な理解も、書面語の理解には必要とされる所以である。

注

- (1) 2014年に主に国家機密、企業活動の機密、個人のプライバシーを不正に入手す

ることの防止を目的とした《中华人民共和国反间谍法》が公布されており、以前よりも写真の撮影や文書へのアクセスが法に抵触する状況は広がっているものと考えられる。

- (2) 中国における薬物犯罪に関しては高橋正義（2012）を参照。
- (3) 中国における外国人の就業は、《中华人民共和国劳动合同法》、《外国人入境出境管理条例》（国务院令 第 637 号）に定められる。
- (4) 中国では憲法で信仰の自由を認められているが、宗教活動を利用した社会秩序を破壊し、公民の身体・健康を損ない、又は国家の教育制度を妨害する活動は禁止されている（《中华人民共和国宪法》第 36 条）。そして、中国政府公認の宗教はカトリック、プロテスタント、イスラム教、仏教、道教の 5 つのみで、宗教活動は国家の管理下にある。
- (5) 「処罰法」第 25 条第 1 項「散布谣言、谎报险情、疫情、警情或者以其他方法故意扰乱公共秩序的。」また北川佳代子・周舟（2016）参照。例えば、 Deng 熱で死亡者が出たといったデマ（《新华社》2018 年 9 月 10 日）や、他地域の者が吉県で子供を誘拐するといったデマ（《外地人来吉县偷小孩？山西警方公布多起网络谣言》《中国新闻网》2019-05-05）でネット上に流言飛語を流した者が拘留されるというケースも報道されている。そして主に南京事件にかかわる《南京市国家公祭保障条例》も 2018 年 12 月 13 日より施行されている。ここには“禁止任何单位和个人歪曲、否认南京大屠杀史实、侮辱、诽谤南京大屠杀死难者、幸存者、编造、传播含有上述内容的有损国家和民族尊严、伤害人民感情的言论或者信息。”（同第 28 条）と記される。こうして中国では虚偽の情報の拡散に対して取り締まりをする一方で、中国インターネット聯合辟谣平台 www.piyao.org.cn を設け、デマの検証やより正確な情報の提供につとめている。
- (6) 國谷ほか（2011:65）参照。
- (7) 高見澤磨ほか（2016:113）参照。
- (8) 扰乱公共秩序、妨害公共安全、侵犯人身权利、财产权利、妨害社会管理、具有社会危害性、依照《中华人民共和国刑法》的规定构成犯罪的、依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的、由公安机关依照本法给予治安管理处罚。（第 2 条）
- (9) 《立法法》第 61 条の規定による。
- (10) 定性（finite）とは、対象が限定されるかどうかを表す要素である。対象が限定されるものを定（definite）、されないものを不定（indefinite）という。
- (11) 使役動詞を使う以外のものには以下があるが、意味としては使役義を有する。
 - ・ 询问聋哑的违反治安管理行为人、被侵害人或者其他证人、应当有通晓手语的人提供帮助、并在笔录上注明。（「処罰法」第 86 条）
 - ・ 询问笔录应当交被询问人核对；（「処罰法」第 84 条）
- (12) 楊寄洲（2005:207）参照。“天安门坐北朝南。”は言えるが、“*天安门坐北向南。”は非文となる。
- (13) なお受身を表す“让”、“叫”、“给”が定語に用いられる例は口語にもない。
- (14) 一部の名詞的性質を兼ね備えた動詞、つまり「名動詞」の場合は、“的”を加えなくてもよい場合がある。

- (15) 日本語の「連帯保証人」(連帯+保証+人)や「ネットワーク管理者」(ネットワーク+管理+者)といった語に観られるように、日本の法律でも3つ以上の項を連ねる単語も少なくない。
- (16) 意味接近原則とは、意味上主名詞に遠い項が先に置かれ、意味上中心語に近い項が後に置かれるという原則を言う。つまり、意味上中心語と関連性が強い語が、中心語により近い場所に置かれる。
- (17) “过”は“曾～过”との連語で使用される用例がある。“六个月内曾受过治安管理处罚的。”(「処罰法」20条)
- (18) 中国における数え年“虚岁”の数え方は数種類あるが、出生時に1歳となることは共通である。その違いは年齢の重ね方にあり、1歳年をとる節目が、旧正月“春节”である場合や、旧暦による誕生日である場合がある。日本における数え年は、新暦の1月1日で1歳年をとる。
- (19) これは“以后”も同様の傾向があり、“我星期五以后才能休息。”と言った場合、中国語では金曜日は含まないことが多く、「土曜日から休むことができる」という意味に解釈される可能性もある。これは日本語で「私は金曜日から休むことができる」と言った場合、休みに金曜日を含むことは異なる。
- (20) [https://baike.baidu.com/item/%E9%AA%B0%E5%AD%90/66436?fr=aladdin#reference-\[3\]-9956713-wrap](https://baike.baidu.com/item/%E9%AA%B0%E5%AD%90/66436?fr=aladdin#reference-[3]-9956713-wrap) (2018/09/24 アクセス)
- (21) 國谷ほか(2011:46) 参照。

参考文献

- 北川佳代子・周舟(2016)「[資料]「中華人民共和国刑法改正法九」について」『比較法学』49(3):119-138.
- 國谷知史・奥田進一・長友昭(2011)『確認中国法用語250』東京：成文堂
- 高橋正義(2012)「中国における日本人の薬物密輸犯罪の実態」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』4：133-148.
- 高見澤磨(2010)「外国法紹介 中国(1) 中国法への誘い(1) 日本語で学ぶ, 中国語を学ぶ」『法学教室』361：68-70.
- 高見澤磨ほか(2016)『現代中国法入門 第7版』東京：有斐閣
- 刘丹青(2003)《语序类型学与介词理论》商务印书馆。
- 盛文忠(2009)「関係節の序列と位置に関する日中対照研究」『世界の日本語教育』19:107-124.
- 杨寄洲(2005)《1700 对近义词用法对比》北京：北京语言大学出版社